

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第七編 使用者の労働対策

第三章 学生対策

一 兵庫経協では、五月二九日の特別委員会において、学生運動について協議した結果、次のような要望意見などを決め、これを当局に要望するとともに、今後積極的、全国的にその対処策を促進することになった。

(学生運動に関する要望)

講和の発効により、日本は再び独立国家としてその主権を回復したが、複雑なる国際情勢の下にあって、真にその独立を確保するためには前途なお幾多の困難と試練を覚悟しなければならぬ。

よくこの困難を克服し試練に堪えるのは、一つにかかって全国民が一致協力して経済の自立と発展のために渾身の努力を傾け得るか否かにあるのである。

最近国際共産勢力の指導下にある一部不穏分子は国内治安の攪乱を策し、武装蜂起への地下工作は日を遂って積極化し、具体化しつつあり、かかる情勢が国民の協力態勢を阻み、我国に対する民主国家群の信用を失墜せしめ、延いては産業の再建を阻害する事極めて大なるものは誠に憂慮に堪えない。

しかもこれら破壊分子の策動は純真なる学生層にまでその魔手をのぼし相次ぐ学園内の不祥事件となり、更にメーデー当日には朝鮮人、自由労働者、並に学生が騒擾事件の中心勢力となっていることは学内において共産党のフラク活動が活潑に行われつつある明白な証左である。

思うに次代において国家再建の重要な役割を担うべき学生諸子の一部が其の立場と本分を忘れ、これら破壊分子の策動に加担し軽挙盲動することは国民の等しく憂慮するところであって、近き将来これら学生諸子が企業組織の中堅として進出し来る事を思えば、われわれ企業経営者としては之が対策を真剣に考えざるを得ないのである。この意味においてわれわれは学生諸子に対し強く反省を促すと共に、文部当局及び学校当局が深くこの重大事態を認識しその文教施策に又学生の訓育に慎重なる考慮を払い速かに万遺憾なき方途を講ぜられるよう強く要望する次第である。

最近における学生の動向は極めて寒心に耐えぬものがあり、特にこれら学生の受入れは単に企業の破壊、損失を招くのみならず、再建途上の我国経済自立も又非常に憂慮せられるに鑑み、かかる学生の採用は勿論、これら学生を輩出する学校の卒業生の採用も非常に危険を感ぜられるので、経営者としてはこの際早急に何らかの対処策を

講じなければならぬ。

一、企業内部に於ける対策。(1)人的防衛組織の確立。(イ)各工場事業場ごとに労使双方より委員を選出して防衛委員会を設置。(ロ)防衛対策本部を設置し指導系統の確立および防衛責任の班別編成。(ハ)警備、当宿直員の強化および精神的よりどころとして体力の錬磨、防衛意識の昂揚などに努める。(2)物的防衛設備の完備、建物周囲の外塀の補強、施錠の完備、警報器の設置。守衛所と会社首脳部間の連絡装置の完備、火炎ビン硫酸等に対する防護資材の充実を行う。

二、企業外部との情報連絡その他の対策。(1)経営者間の連絡、同一地区、業種の会社経営者間の情報の連絡。(2)治安当局との連絡。

三、事前事後の処置及び防衛委員会並に防衛対策本部との関係、更には職場防衛実施に当たっての労務対策についての関連事項について規定した。

関西経営者協会では、七月八日、第六一回役員会を開き、大阪市警視總監から「最近の治安問題」について詳細な説明をきいたのち種々の要望が出され、久保田鉄工社長から「最近における学生の動向は極めて寒心に耐えぬものがあり、特にこれらの学生の受入れは単に企業の破壊、損失を招くのみならず再建途上の我国経済自立にも又非常に憂慮せられるに鑑み、かかる学生の採用は勿論、これら学生を排出する学校の卒業生の採用も非常に危険に感ぜられるので、経営者としてはこの際早急に何らかの対処策を講じなければならぬ」との提案があり、活潑な論議ののち、近く常務委員会を開いて対策を講ずることになった。

つづいて七月二二日の第四二回常務委員会では、「将来日本経済を背負って立つべきこれら学生の最近の動向は誠に憂慮すべきものがある」との結論に達し、次のごとき要望を作成して、文部省、近畿の大学当局、および関係機関に通告をおこなうことを決定した。また同日、関経協は関西の大学当局者を招いて学生の善導および就職問題等につき懇談した。

(学生運動に関する要望――要旨)

近時学生の一部には、明らかに特殊の政治的目的をもって学生運動に没頭、これを指導し或いはこれに同調し、このため勉学の使徒たる分別を失い、学生本来の使命たる学業を放棄して顧みず、また日・鮮共の各種行事に参加して、暴力主義的破壊活動並びに騒擾事件に巻きこまれて慮外の事態を惹起するものあり、これがため社会秩序は乱れんとし、人心の不安を招くに至っている。かかる事態の責任は、当の一部学生にあるといえ、青年特有の感激性行動性を巧みに利用する日・鮮共の破壊分子にこそ帰せられるべきものであって治安維持に必要な方策が急速に実現せらることを切望する所以である。

もとより当の学生は極めて一部のものに限られることは明らかであり、さらにそれらの学生中にも自省と悔恨に涙するものもあろう。しかしなお少数のものは未だその悪夢覚めやらず、学業を顧みないため学力は益々低下し、品性もまた粗暴となり、その思想行動を改めない限り将来学窓を出でて如何なる職場も与えられないことは疑いないところである。殊にかかる学生は少数であるとはいえ、これに附和雷同するものもあり、大学当局並びに一部の教授中にはかかる事態を放置し、または極めて消極的態度を以って適切な対策を講じないため、かかる事態を増長せしめるかの感なしとしない。

われわれ経営者としては、大学卒業者を採用し、将来企業経営の幹部職員として経営の枢要に参画せしめることを考えれば、今日の事態はこれを軽視することは出来ないのである。われわれは大学の自治に尊敬と期待を有するのであるが、文部並びに大学の当局においてはわれわれの意図するところを了とせられ、学内の機構を刷新し、学生生活の指導、思想、行動の社会生活に影響する事柄については積極的に善導せられるよう、よろしく真剣且つ急速にその根本的対策を樹てられんことを切望すると共に、一方学生諸君においても真の在るべき学生の姿をよく猛省認識せられて健全な道を歩まれんことをここに希求する次第である。

日経連でも、七月三〇日、東京三大学の学長を招いて学生問題についての懇談会を開いた。(日経連タイムス、八月七日および一四日号)。また、九州、兵庫等の各経営者協会も、学生運動にたいする声明を発し、また学校当局者との懇談をおこなった。

二 七月七日、九州経営者団体連盟と九州地区大学補導部連絡協議会共催の明年三月卒業者採用にかんする懇談会が開かれた。出席者は大学側二二大学、経営者側三一名。その席上、採用条件は「第一に思想、第二に健康、第三に成績」を鉄則とする旨述べられ、とくに経営者側の発言の中に左のようなものがあつたことが注目される。

(一)、赤は経営秩序を破壊するから採用しない、一度採用すればこれを排除すること自体困難である。

(二)、卒業生推薦に当っては大学は責任をもってもらいたい。

(三)、人物考査を依頼した際は特に思想関係を具体的にしかも正直に報告してもらいたい。「思想穏健」と紋切型回答では困る。

(四)、採用決定後とかく学生がルーズになり勝ちである。特に健康に留意せられたい。

(五)、最近の学生は責任感、忍耐力に欠けており、また礼儀を知らない者が多い。また自己主張が強過ぎ民主主義が上すべりをしている。これらの点は平素より補導に留意せられたい。

三 関西経協の「学生運動に対する要望」(前出)に応じて、近畿大学では八月一日、近畿大学祖国防衛学生隊が結成された。九月末現在、隊員数一五〇名ていどである。八月一二日、約二〇名の隊員が関西経協を訪れ、今後の指導を懇請した。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
